

一部米系航空会社が10月開始

■米向け航空貨物事前情報強化

米税関・国境警備局 (CBP) と米運輸保安局 (TSA) が8月21日付で「航空貨物事前スクリーニング」(ACAS) を強化したことで、航空会社、フォワーダー (FWD) とともに情報収集および対応に向けての模索・検討を進めている。一部航空会社が欧州発米国向けおよび米国経由の航空貨物受託を停止しているほか、一部欧米系航空会社はFWDに対して強化されたACASに対応した情報提供を求めている段階。ただ、各航空会社で求める情報数が異なるため、FWDは対応に向けて情報収集と整理を進めている。その中で、一部米系航空会社がFWDへのレターで10月3日から強化されたACASへ対応するとして、実施日までに可能な限り、必要なデータが提供できるように求めている。これまで日本発で大きな混乱は出ていないが、米系航空会社の開始に伴い、日本でも対応が始まっていくとの見方もある。北米向け航空貨物のピークシーズンに、新基準への対応を求められていく可能性も出てきた。

欧州現地の日系FWDからは「TSAの通達が即日実施であり、航空会社、FWDとも情報整理と混乱が広がっている」、「5日時点では、米国向け主要航空会社から、具体的なデータ送信の厳格・明確な指示がなく、また、航空貨物を受託していることから、状況を注視しつつ輸出手配を行っている状況」との声がある。

ACASは、2010年10月にイエメン発米国向け航空機に搭載された貨物から爆発物が発見され、テロ行為未遂が認められたことを契機に同年12月にパイロット・プログラムとして始動。米国向けおよび米国経由の航空貨物を航空機に搭載する前に、必要情報を電子的に提出することを求めるもので、ハイリスクな貨物を早期に選別、特定し、テロなどの事件や事故を未然に防ぐ。19年6月12日に本施行された。

これまで必須の報告項目は、①航空

運送状 (ハウスエアウェイビル<HAWB>) 番号②荷主の氏名・住所③荷受人の氏名・住所④貨物の詳細⑤数量⑥総重量——の6点だった。21日に発表した強化版ACAS実施ガイドでは、電子的に提出を求める情報を、最小単位のAWB (lowest air waybill level) ごとに25項目 (概要) に拡大した。具体的には、①荷主eメール②荷主電話番号③荷受人eメール④荷受人電話番号⑤荷主アカウント名⑥荷主アカウント発行者⑦荷主アカウント番号⑧荷主アカウントeメール⑨荷主アカウント電話番号⑩荷主アカウント種別⑪確認済み nounコンサイナー (特定荷主、日本では nounシッパー=KS) ⑫荷主アカウント開設日⑬荷主アカウント請求種別⑭荷主アカウントが作成された機器のIPアドレス (またはMACアドレス) ⑮ACASファイリング提出ごと、使用される機器のIPアドレス (またはMACアドレス) ⑯バ

イオデータ (身分証明書など) ⑰レギュレーテッドエージェント (RA) かどうか⑱RAコード⑲RA名称⑳RA住所㉑積荷の出発地㉒積荷価額 (申告価格または見積り価格) ㉓荷主MID (CBP Manufacturer Identification Number) またはAEO番号㉔荷受人番号 (CBP輸入者番号など) ㉕商品HTSコード (米国関税分類番号) および関連情報 (CAMIR<Customs Automated Manifest Interface Requirements> CSD または Cargo-IMP HTS) としている。

このうち、10月3日からACAS対応を実施する一部米系航空会社は13項目の情報提出を求めるほか、送信方法なども含めた対応を求める航空会社もある。FWDからは、当面の対応として、各航空会社が求める情報を整理し、最低限求められる共通情報を見極める姿勢も見られる。